

添付法令資料 3 :

金融サービス庁報告システムを通じた商業銀行の報告に関する
2025年9月15日付インドネシア共和国金融サービス庁規則No. 22 (目次)
同年10月2日施行

第 1 章	総則 (第 1 条ないし第 3 条)
第 2 章	報告責任者 (第 4 条及び第 5 条)
第 3 章	定期報告 (第 6 条ないし第 15 条)
第 4 章	臨時報告 (第 16 条ないし第 19 条)
第 5 章	定期報告及び臨時報告における報告の統合 (第 20 条及び第 21 条)
第 6 章	報告提出手続 (第 22 条ないし第 26 条)
第 7 章	雑則 (第 27 条ないし第 30 条)
第 8 章	経過規定 (第 31 条)
第 9 章	終則 (第 32 条ないし第 35 条)